

議決事項第1号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

令和3年5月12日
学校教育課

1 改正理由

県立高等学校適正化実施計画、奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例（平成30年10月奈良県条例第12号）等の規定に基づき、令和4年度入学者選抜に係る規定について整備を行うもの。

2 改正内容

(1) 高等学校の設置

学校名	課程	学科名	設置日
宇陀高等学校	全日制	普通、情報科学、こども・福祉	令和4年4月1日

(2) 高等学校の廃止

学校名	課程	学科名	廃止日
榛生昇陽高等学校	全日制	普通、こども・福祉	令和6年3月31日

<備考>

- ・原級留置となった者で、令和6年3月31日の学校廃止までに卒業できないと見込まれる者については、原級留置となった年度の次の年度より、宇陀高等学校の全日制の課程の普通科、情報科学科又はこども・福祉科の相当学年に在学しているものとする。

(3) 高等学校の学科の設置及び廃止

学校名	課程	学科名		変更日
		変更後	変更前	
奈良商工高等学校	全日制	機械工学、情報工学、建築工学、総合ビジネス、情報ビジネス、観光	機械工学、情報工学、建築工学、総合ビジネス、観光ビジネス、情報ビジネス	令和4年4月1日 (※1)
山辺高等学校	全日制	普通、 <u>生物科学探究</u> 、 <u>自立支援農業</u>	普通、 <u>生物科学</u>	令和4年4月1日 (※2)

(※1) 奈良商工高等学校の観光ビジネス科は令和6年3月31日まで存続

(※2) 山辺高等学校の生物科学科は令和6年3月31日まで存続

○ 奈良商工高等学校に新設する学科の概要

- ・ 観光科：従来の観光ビジネス科を発展的に解消し、より観光に特化した学科

○ 山辺高等学校に新設する学科の概要

- ・ 生物科学探究科：従来の生物科学科での学びをより探究的なものに発展させた学科
- ・ 自立支援農業科：高等養護学校の分教室が設置され同校の生徒が生物科学科で山辺高等学校の生徒とともに学んできたことから、知的障害のある生徒を受け入れるものとして設置する学科

(4) 高等学校への専攻科の設置

学校名	学科名	設置日
宇陀高等学校	介護福祉科	令和4年4月1日
奈良南高等学校	建築学科、土木学科	令和4年4月1日

○ 宇陀高等学校専攻科の概要

- ・ 介護福祉科：榛生昇陽高等学校専攻科の介護福祉科を引継ぎ、国家試験の受験資格取得を目指す学科

○ 奈良南高等学校専攻科の概要

- ・ 建築学科：設計・施工管理・大工の建築技術者・技能者を育成する学科
- ・ 土木学科：公務員・測量・施工管理・コンサルティングの土木技術者を育成する学科

(5) 高等学校に置く専攻科の廃止

学校名	学科名	廃止日
榛生昇陽高等学校	介護福祉科	令和4年3月31日

<備考>

- ・ 令和4年3月31日の廃止時に専攻科の介護福祉科の生徒であった者については、令和4年4月1日に宇陀高等学校の専攻科の介護福祉科の相当学年に学籍異動するものとする。

3 施行期日

令和4年4月1日

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管 理運営に関する規則の一部 を改正する規則</p>	<p>県立高等学校適正化実施 計画、奈良県立高等学校等 設置条例の一部を改正する 条例（平成30年10月奈良県 条例第12号）等の規定に基 づき、令和4年度入学者選 抜に関係する規定の整備を 行うため、所要の改正をし ようとするものである。</p>	<p>1 高等学校の設置及び廃止 (1) 奈良県立宇陀高等学校の設置 (2) 奈良県立榛生昇陽高等学校の廃止 (別表第一関係)</p> <p>2 高等学校の学科の設置及び廃止 (1) 奈良県立奈良商工高等学校全日制課程の観光ビジネス科の廃止及 び観光科の設置 (2) 奈良県立山辺高等学校全日制課程の生物科学科の廃止並びに生物 科学探究科及び自立支援農業科の設置 (別表第一関係)</p> <p>3 高等学校の専攻科の設置及び廃止 (1) 奈良県立宇陀高等学校に専攻科として介護福祉科を設置 (2) 奈良県立奈良南高等学校に専攻科として建築学科及び土木学科を 設置 (3) 奈良県立榛生昇陽高等学校に設置している専攻科の廃止 (別表第三関係)</p> <p>4 施行期日等 (1) 令和4年4月1日から施行する。 (2) その他所要の経過規定を置く。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和二十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立奈良商工高等学校の項中「観光ビジネス、情報ビジネス」を「情報ビジネス、観光」に改め、同表奈良県立山辺高等学校の項中「生物科学」を「生物科学探究、自立支援農業」に改め、同表奈良県立榛生昇陽高等学校の項を削り、同表奈良県立西和清陵高等学校の項の前に次のように加える。

奈良県立宇陀高等学校	宇陀市大字陀迫間 六三の二、宇陀市 榛原下井足二一〇	全日制	普通、情報科学、こども・ 福祉
------------	----------------------------------	-----	--------------------

別表第三奈良県立榛生昇陽高等学校の項を削り、同表奈良県立盲学校の項の前に次のように加える。

奈良県立宇陀高等学校	介護福祉科
奈良県立奈良南高等学校	建築学科、土木学科

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定する奈良県立奈良商工高等学校の全日制的課程の観光ビジネス科、奈良県立山辺高等学校の全日制的課程の生物科学科並びに奈良県立榛生昇陽高等学校の全日制的課程の普通科及びこども・福祉科は、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。
- 3 この規則の施行の日の前日において奈良県立榛生昇陽高等学校の専攻科の介護福祉

科の生徒であった者は、この規則の施行の日において奈良県立宇陀高等学校の専攻科の介護福祉科の生徒となるものとする。

(原級留置となった者に対する措置)

- 4 第二項の規定によりなお存続することとされた奈良県立榛生昇陽高等学校の全日制の課程の普通科又はこども・福祉科に在学し第二十一条の規定により原級に留め置くこと(以下「原級留置」という。)となった者で、同項の規定によりなお存続するとされた期間中に当該高等学校の課程の学科を卒業できないと見込まれる者は、当該原級留置となった年度の次の年度より、奈良県立宇陀高等学校の全日制の課程の普通科、情報科学科又はこども・福祉科の相当学年に在学しているものとする。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表

改正案				現行			
別表第一(第二条関係)				別表第一(第二条関係)			
学校名	位置	課程名	学科名	学校名	位置	課程名	学科名
奈良県立奈良商工高等学校	略		機械工学、情報工学、建築工学、総合ビジネス、情報ビジネス、観光 機械、ビジネス	奈良県立奈良商工高等学校	略		機械工学、情報工学、建築工学、総合ビジネス、観光 情報ビジネス、観光 機械、ビジネス
略				略			
奈良県立山辺高等学校	略		普通、生物科学探究、自立支援農業、農業家政	奈良県立山辺高等学校	略		普通、生物科学 農業家政
略				略			
奈良県立宇陀高等学校	宇陀市大宇陀迫間六三の二、宇陀市	全日制	普通、情報科学、こども福祉	奈良県立榛原下井足二二〇学校	宇陀市榛原下井足二二〇	全日制	普通、こども福祉

改正案		現行	
略	奈良県立西 和清陵高等 学校	略	奈良県立西 和清陵高等 学校
	略		略
	足三〇 櫛原下井		

学校名	学科名
奈良県立宇陀高等学校	介護福祉科
奈良県立奈良南高等学校	建築学科、土 木学科
奈良県立盲学校	略

学校名	学科名
奈良県立榛生昇陽高等学 校	介護福祉科
奈良県立盲学校	略